

資料

資料

1 人口推計（第1号及び第2号被保険者）

< 男性 >

単位：人

区分	第1号被保険者							第2号被保険者 (40～64歳)	計
	計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上		
平成27年度	3,609	1,169	1,023	801	410	161	45	3,763	7,372
平成28年度	3,666	1,162	971	834	466	184	49	3,719	7,385
平成29年度	3,682	1,044	1,011	854	516	205	52	3,685	7,367
平成32年度	3,604	707	1,088	868	621	253	67	3,638	7,242
平成37年度	3,281	537	656	925	669	384	110	3,581	6,862

< 女性 >

単位：人

区分	第1号被保険者							第2号被保険者 (40～64歳)	計
	計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上		
平成27年度	4,434	1,268	1,230	808	528	332	268	3,876	8,310
平成28年度	4,513	1,281	1,104	937	574	332	285	3,804	8,317
平成29年度	4,574	1,191	1,092	1,041	629	327	294	3,747	8,321
平成32年度	4,610	829	1,217	1,161	691	409	303	3,632	8,242
平成37年度	4,439	610	796	1,152	986	536	359	3,469	7,908

< 全体 >

単位：人

区分	第1号被保険者							第2号被保険者 (40～64歳)	計
	計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上		
平成27年度	8,043	2,437	2,253	1,609	938	493	313	7,639	15,682
平成28年度	8,179	2,443	2,075	1,771	1,040	516	334	7,523	15,702
平成29年度	8,256	2,235	2,103	1,895	1,145	532	346	7,432	15,688
平成32年度	8,214	1,536	2,305	2,029	1,312	662	370	7,270	15,484
平成37年度	7,720	1,147	1,452	2,077	1,655	920	469	7,050	14,770

2 要介護認定者数の推計

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年	平成 37 年
要支援 1	129	167	205	249	279
要支援 2	156	180	204	248	296
要介護 1	215	220	226	269	333
要介護 2	199	211	224	260	313
要介護 3	172	178	183	207	251
要介護 4	154	163	170	188	229
要介護 5	137	147	156	174	207
要支援計	285	347	409	497	575
要介護計	877	919	959	1,098	1,333
合計	1,162	1,266	1,368	1,595	1,908

3 標準的居宅サービス等対象者数の推計

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 32 年	平成 37 年
要支援 1	128	165	203	247	277
要支援 2	154	178	202	246	294
要介護 1	192	196	200	243	305
要介護 2	163	173	187	221	274
要介護 3	84	79	78	93	126
要介護 4	70	74	78	93	123
要介護 5	59	65	70	82	101
要支援計	282	343	405	493	571
要介護計	568	587	613	732	929
合計	850	930	1,018	1,225	1,500

4 施設・居住系サービス利用者数の推計

単位：人

区 分	第6期計画			平成 32年度	平成 37年度	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度			
施設サービス利用者						
介護老人福祉 施設	[合計]	89	91	93	93	93
	[現在分]	89	91	93	93	93
	[介護療養からの転換分]					
介護老人保健 施設	[合計]	132	139	146	146	146
	[現在分]	132	139	146	146	146
	[介護療養からの転換分]					
介護療養型 医療施設 (H32・37 転換施設)	[合計]	23	23	23	23	23
	[現在分]	23	23	23	23	23
	[他施設への転換分]					
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	[合計]	0	0	0	29	58
	[現在分]	0	0	0	29	58
	[介護療養からの転換分]					
居住系サービス利用者						
認知症対応型 共同生活介護	[合計]	38	38	38	44	50
	[現在分]	38	38	38	44	50
	[介護療養からの転換分]					
特定施設 入居者生活介護	[合計]	30	45	50	50	56
	[現在分]	30	45	50	50	56
	[介護療養からの転換分]					
地域密着型特定 施設入居者生活介護 (介護専用型)	[合計]	0	0	0	0	0
	[現在分]	0	0	0	0	0
	[介護療養からの転換分]					
		312	336	350	385	426

5 介護予防サービス利用量及び給付費の見込み

サービス		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問介護	給付費	13,917,963	8,438,591	0
	人数	829	506	0
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
	給付費	8,511,361	18,003,835	29,379,274
介護予防訪問看護	回数	1,040	2,211	3,607
	人数	158	296	425
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	2	2	4
	給付費	630,671	2,232,192	3,294,961
介護予防居宅療養管理指導	人数	56	197	291
	給付費	34,940,607	18,359,768	0
介護予防通所介護	人数	1,010	548	0
	給付費	27,081,626	36,466,090	47,744,627
介護予防通所リハビリテーション	人数	715	983	1,307
	給付費	256,052	1,114,611	1,364,472
介護予防短期入所生活介護	日数	46	200	244
	人数	7	30	34
介護予防短期入所療養介護	給付費	604,672	694,828	791,446
	日数	72	83	94
	人数	1	1	1
	給付費	4,422,175	5,962,055	7,350,282
介護予防福祉用具貸与	人数	543	723	891
	給付費	654,851	1,310,061	1,831,281
特定介護予防福祉用具購入	人数	33	62	86
	給付費	5,767,355	7,893,863	8,646,558
介護予防住宅改修	人数	64	88	96
	給付費	3,824,787	4,609,423	4,609,423
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	36	48	48
	(2)地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0
	給付費	2,815,447	3,164,564	3,244,722
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	47	53	51
	給付費	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0
	給付費		0	0
介護予防地域密着型通所介護	人数		0	0
	給付費		0	0
(3)介護予防支援	給付費	10,335,890	9,927,036	8,813,649
	人数	2,446	2,355	2,091

6 介護サービス利用量及び給付費の見込み

サービス		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)居宅サービス				
訪問介護	給付費	76,439,341	105,270,400	134,201,176
	回数	28,195	38,681	49,424
	人数	1,389	1,767	2,199
訪問入浴介護	給付費	12,623,774	21,884,997	28,428,788
	回数	1,114	1,947	2,531
	人数	196	298	361
訪問看護	給付費	39,115,938	60,155,504	77,747,672
	回数	6,511	9,927	12,776
	人数	795	1,170	1,442
訪問リハビリテーション	給付費	2,590,696	3,969,922	5,482,494
	回数	927	1,424	1,962
	人数	94	146	199
居宅療養管理指導	給付費	19,611,537	25,916,595	32,548,651
	人数	1,365	1,800	2,254
通所介護	給付費	206,153,186	257,877,847	295,668,891
	回数	27,242	34,757	39,980
	人数	2,503	2,960	3,414
通所リハビリテーション	給付費	162,751,303	191,950,563	240,008,768
	回数	18,788	22,307	27,960
	人数	1,909	2,095	2,559
短期入所生活介護	給付費	67,994,369	92,149,718	107,937,105
	日数	8,102	10,922	12,856
	人数	790	931	1,045
短期入所療養介護	給付費	35,613,170	43,447,260	56,833,020
	日数	3,508	4,306	5,618
	人数	496	593	734
福祉用具貸与	給付費	37,514,978	40,938,546	44,911,517
	人数	2,915	3,136	3,433
特定福祉用具購入	給付費	1,892,306	2,492,646	3,177,948
	人数	79	104	132
住宅改修	給付費	4,260,947	6,425,615	7,782,369
	人数	59	88	106
特定施設入居者生活介護	給付費	60,586,008	91,850,500	102,477,499
	人数	324	492	552
(2)地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0
	回数	0	0	0
	人数	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費	104,740,958	116,798,671	139,289,229
	人数	579	644	765
認知症対応型共同生活介護	給付費	110,864,782	110,993,657	110,993,657
	人数	456	458	458
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0
	人数	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費		5,262,813	6,034,059
	回数		58	67
	人数		5	6
(3)居宅介護支援				
	給付費	70,265,039	74,926,579	80,173,537
	人数	5,398	5,772	6,179

7 施設サービス利用量及び給付費の見込み

サービス		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設	給付費	259,674,391	266,104,061	273,035,386
	人数	1,068	1,092	1,116
介護老人保健施設	給付費	409,928,410	430,852,953	452,846,080
	人数	1,578	1,662	1,746
介護療養型医療施設	給付費	98,287,421	98,097,543	98,097,543
	人数	281	281	281

8 所得段階別加入者数の推計

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第 1 段階	1,201	1,222	1,233
第 2 段階	546	555	560
第 3 段階	501	509	514
第 4 段階	1,107	1,126	1,136
第 5 段階	1,146	1,166	1,177
第 6 段階	1,134	1,153	1,164
第 7 段階	1,223	1,242	1,255
第 8 段階	747	760	767
第 9 段階	225	229	231
第 10 段階	213	217	219
合 計	8,043	8,179	8,256

9 熊野町保健福祉推進協議会設置要綱

平成5年7月1日

告示第62号

(設置目的)

第1条 住民が安心して生活できる潤いに満ちた地域社会を築くため、保健福祉サービスのあり方並びに住民の自助的な努力及び互助的な活動のあり方等について審議し、もって「健康でしあわせに暮らせるまち」熊野町の実現に寄与することを目的として、熊野町保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査し、研究する。

- (1) 住民の福祉を増進するための社会的環境の基盤整備に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの普及及び健康づくり等の啓発に関すること。
- (3) 保健福祉サービスに対する住民のニーズの把握及び各種サービスの整備に関すること。
- (4) 保健福祉サービスの供給体制に関すること。
- (5) 保健、福祉及び医療の連携に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の代表者
- (2) 地域医師会等の代表者
- (3) 社会福祉協議会の役職員
- (4) 社会福祉施設の役職員
- (5) 民生委員協議会の代表者等
- (6) 住民組織の代表者等
- (7) 学識経験者
- (8) 町福祉、保健及び医療担当部門の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門協議会等)

第 6 条 協議会に、専門事項を協議するため、各種専門協議会を設置する。

- 2 専門協議会は、別表に掲げるものとし、必要に応じて追加設置できるものとする。
- 3 専門協議会の委員は、25 人以内をもって、保健医療福祉関係団体・機関等に属する者のうちから会長が選任する。
- 4 第 4 条第 2 項及び前条の規定は、専門協議会について準用する。
- 5 協議会は、その決議により、専門協議会の議決をもって協議会の決定とすることができる。

(会議)

第 7 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年 1 回とし、臨時会は会長が必要と認める場合にこれを開催する。
- 3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開催することができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会議には、必要に応じ委員以外の参考人等を出席させることができる。
- 7 前 4 項の規定は、専門協議会について準用する。この場合において、規定中「会長」とあるのは「専門協議会の会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 8 条 協議会及び専門協議会の庶務は、別表に掲げる各課において処理する。

(委任規定)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 7 月 7 日告示第 65 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 29 日告示第 34 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 22 日告示第 31 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 5 月 12 日告示第 89 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 8 月 20 日告示第 123 号抄)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第6条及び第8条関係）

協議会名		協議事項	庶務
熊野町保健福祉推進協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉全般にわたる施策の推進方策の検討に関すること。 ・専門協議会の運営及び専門協議会において協議する各計画の総合調整に関すること。 ・その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 	民生課
専門協議会	熊野町高齢者保健福祉推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援施策の推進に関すること。 ・「熊野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 	福祉課
	熊野町地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施策の推進に関すること。 ・障害者の自立に向けた支援方策の検討に関すること。 ・「熊野町障害者保健福祉計画・障害福祉計画」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 	福祉課
	熊野町次世代育成支援対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施策の推進に関すること。 ・「熊野町次世代育成支援行動計画」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 	民生課
	健康くまの推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策の推進に関すること。 ・「笑顔はな咲く健康くまの21」の改正及び進捗管理に関すること。 ・その他専門協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 	健康課

10 熊野町高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

氏名	所属団体又は役職名等	区分
佛圓 大源	熊野町議会の代表者	町議会
宗盛 修	熊野町医師会の代表者	医療関係者
岡田 信彦	熊野町歯科医師会の代表者	医療関係者
大岩 生子	熊野町薬剤師会の代表者	医療関係者
古毛堂 鉄男	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会の役職員	社会福祉協議会
上馬場 宏允	熊野町民生委員・児童委員協議会の 代表者	民生委員・児童委員協議会
富士 一彦	熊野町老人クラブ連合会の代表者	住民組織
村上 ちさみ	社会福祉法人成城会の役職員	社会福祉施設
大谷 晴美	医療法人社団古川医院の役職員	社会福祉施設
高沖 和賢	熊野町自治会（1号被保険者）の 代表者	住民組織
山内 和穂	熊野町自治会（2号被保険者）の 代表者	住民組織
清代 政文	熊野町民生部長	行政

熊 野 町
高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
第 6 期 介 護 保 險 事 業 計 画

発行年月日 平成27年3月
発 行 熊野町
編 集 熊野町民生部福祉課

〒731-4292

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL:082-820-5605 FAX:082-855-0155

E-mail: fukushi@town.kumano.hiroshima.jp